

小野町における自主避難に関する詳細については、次のとおりです。

地震や台風などが発生し、

河川の氾濫や土砂崩れなどが予想される場合、町が自主避難所を開設します。自主避難

所が開設された際には、防災

行政無線や町の公式ウェブサ

イトなどを通じて、町民の皆

さんにお知らせします。ス

ムーズに自主避難を行うため

には、日頃からの準備や自主

避難について知っておく必要

があります。併せて、全戸に

配布した小野町防災ガイド

ブックもご覧ください。



### 「自主避難」とは

避難情報が発令される前

で、自宅での待機に不安や危険を感じ、自分の判断で避難することをいいます。

### 「自主避難所」とは

自主避難される方々に、一時的に提供される避難所のことをいいます。

※自主避難所は、一時的な避難場所を提供するもので、

災害の危機が去った場合は、退所していただくこと

になります。

「自主避難を行う場合」

(1)夜間は、移動に危険が伴いますので、明るいうちに行

動し、家族や知人に居場所

を知らせておくくださ

い。

(2)一時的な避難場所であるた

め、食事や寝具の提供はあ

りませんので、各自であら

かじめ1日分の食料・飲料

水を準備し、情報収集に必

要なもの(携帯電話・ラジ

オなど)を持参してくださ

い。

また自主避難所の利用にあ

たっては、次の事項をお守り

ください。

(1)所定の避難者名簿に必要な事

項(氏名・性別・住所・年

齢)を記入してください。

(2)施設敷地内を移動される場

合は、安全確保に十分注意

してください。

(3)施設敷地内では、飲酒・喫

煙はできません。

職員の指示に従うとともに

に、施設の使用ルールに従っ

てください。指示に従わない

方や迷惑行為を行う方につい

ては、ただちに退所していただ

く場合があります。



## 国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 令和元年台風第19号により被災された被保険者が 受診した際に医療機関へ支払う一部負担金を免除します

### ■対象者

国民健康保険または後期高齢者医療加入者で次のいずれかに該当する方

①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水（床下浸水は除く）

またはこれに準ずる被災をされた方

※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止または休止された方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

### ■免除対象期間

令和元年10月12日から令和2年1月末日診療分まで

### ■一部負担金免除の方法

医療機関などの窓口で「台風第19号により左記の①から⑤のいずれかに該当する旨」を申告してください。

※後日、加入している保険者から確認を行うことがあります。

### ■注意点

入院時の食費・居住費などの自己負担分は免除の対象となりません。

国民健康保険および後期高齢者医療以外の健康保険（社会保険など）に加入している方は、ご自身が加入している保険者にお問い合わせください。

☎ 町民生活課 ☎ 72-6933

☎ 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9024